

⑤消費者の信頼を確保するために、リスク・コミュニケーションで提起された問題点を検討し、リスク評価にもとづく見解に反映させる努力が必要である。これは、従来の審議会での諮問事項に対する答申方式とは異なり、食品安全委員会として初めて取り組む重要な課題であることを認識しなければならない。

### 1. 3 厚生労働省と農林水産省からの意見聴取

#### 1. 3. 1 4つの項目についての意見聴取のまとめ

#### 1. 3. 2 諮問の主旨

#### 1. 3. 3 「中間取りまとめ」との関連

#### 1. 3. 4 提示された問題点の整理

#### 1. 3. 5 回答に関する見解

厚生労働省及び農林水産省から食品安全委員会に対し、以下の項目についての食品健康影響評価が要請された。

- ① と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号、以下「BSE特措法」という。）第7条第1項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進
- ② 特定危険部位（SRM）の除去の徹底
- ③ 飼料規制の実効性確保の強化
- ④ BSEに関する調査研究の一層の推進

・議事録の抜粋でよいのでは。

・厚生労働省及び農林水産省別々に記載する

（第19回プリオン専門調査会コメント）

・「意見聴取の概要」については、上記の方針？のもとに行ったとする記載がない。概要は諮問内容そのものであり、食品安全委員会としてリスク評価を行うに当たってのStandpointが明らかではない。「はじめに」には単に経緯を記載してあるのみである。このことを明らかにしておくことは委員会にとって今後重要な点ではないだろうか。食品安全委員会としては、その設立経緯から一貫してBSE対策全般についてつねに見直す作業を進めているのであって、今回の諮問はその中の一部に対してリスク評価を行ったものにすぎないことを明記する必要がある。その経過中に、不幸にも米国牛の問題が起こったために米国の圧力によって中間とりまとめを発表したと誤

本調査会は、これらの項目に関して厚生労働省及び農林水産省から意見を聴取した。その中で、リスク管理機関から、全般的事項として、

- ・ 諮問を行った理由について、食品安全行政はあくまでも科学的合理性を基礎として行うべきとの考えに基づき食品安全委員会の「中間とりまとめ」<sup>2)</sup>を踏まえ、リスク管理機関が検討したBSE対策の見直しについて科学的に適切であるかどうかについて諮問を行ったこと、
- ・ と畜場におけるBSE検査の見直しに関して暫定措置を設けることについてはリスク管理側の問題であって、その是非について評価を求めるものではない

などの見解が示された。

また、個別事項として、議論の過程で両省から提出された資料に関して説明を受けるとともに、個別具体的に質疑応答を行った。

## 2. リスク評価に関する基本的考え方

### 2. 1 リスク評価モデル

- ・ 餌の汚染にかかわる要因（飼料規制、輸入飼料対策など）
- ・ 食肉汚染にかかわる要因（と畜・解体法）
- ・ トレーサビリティの位置づけを検討

### 2. リスク評価に関する基本的考え方

月齢の線引きによる人への感染リスクの変化は、図1のモデルにしたがって、飼料規制、BSE検査、SRM除去、解体法の改善などリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。

リスク評価には定性的手段と定量的手段の2つがある。しかし、科学的に不明な点が多いBSEでのリスク評価のほとんどは定性的手段に依存している。たとえば、EUにおける地理的BSEリスク評価は牛の間でのBSEプリオン増幅の単純化された定性的モデルでもって行われている。

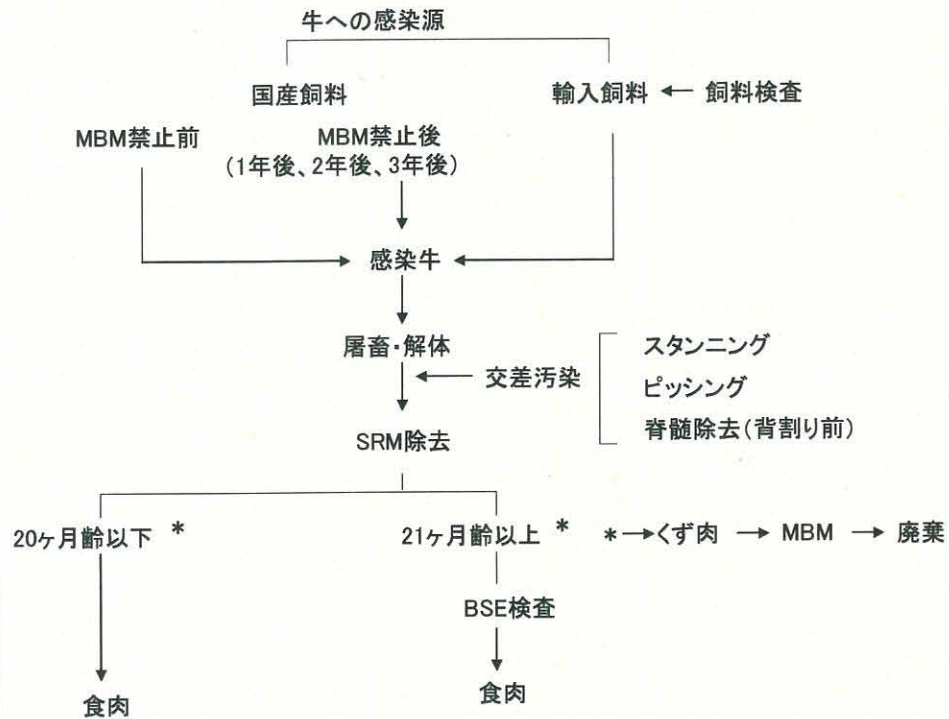
解されてしまったということではないか。そのため、わが国では乳用のホルスタインにBSEが発生し、肉牛には発生が認められていないし、英国以外でも同様な傾向があるのではないのか。

・ 第19回プリオン専門調査会における審議の中で、「主語が分からない」等の指摘があったため、文章を修正しました（事務局コメント）。

・ 「2. リスク評価に関する基本的な考え方」の項目を山本委員、山内委員と共同で文言を作成して頂いています（事務局コメント）。

定量的リスク評価は、客観的手段として望ましいが、BSEの場合、科学的データがきわめて限られているために、国際的に受け入れられているモデルはできていない。したがって、定量的リスク評価は一定の前提条件のもとに行われる試算ということになる。この場合、前提条件、用いた推計学的手法、問題点などを明示することが必要である。

本委員会では、定量的リスク評価を人への感染源となるBSEプリオン量の面から推測する暴露リスクの検討と、BSE検査とSRM除去によるリスク低減効果の確率論による検討の両面から行うこととする。

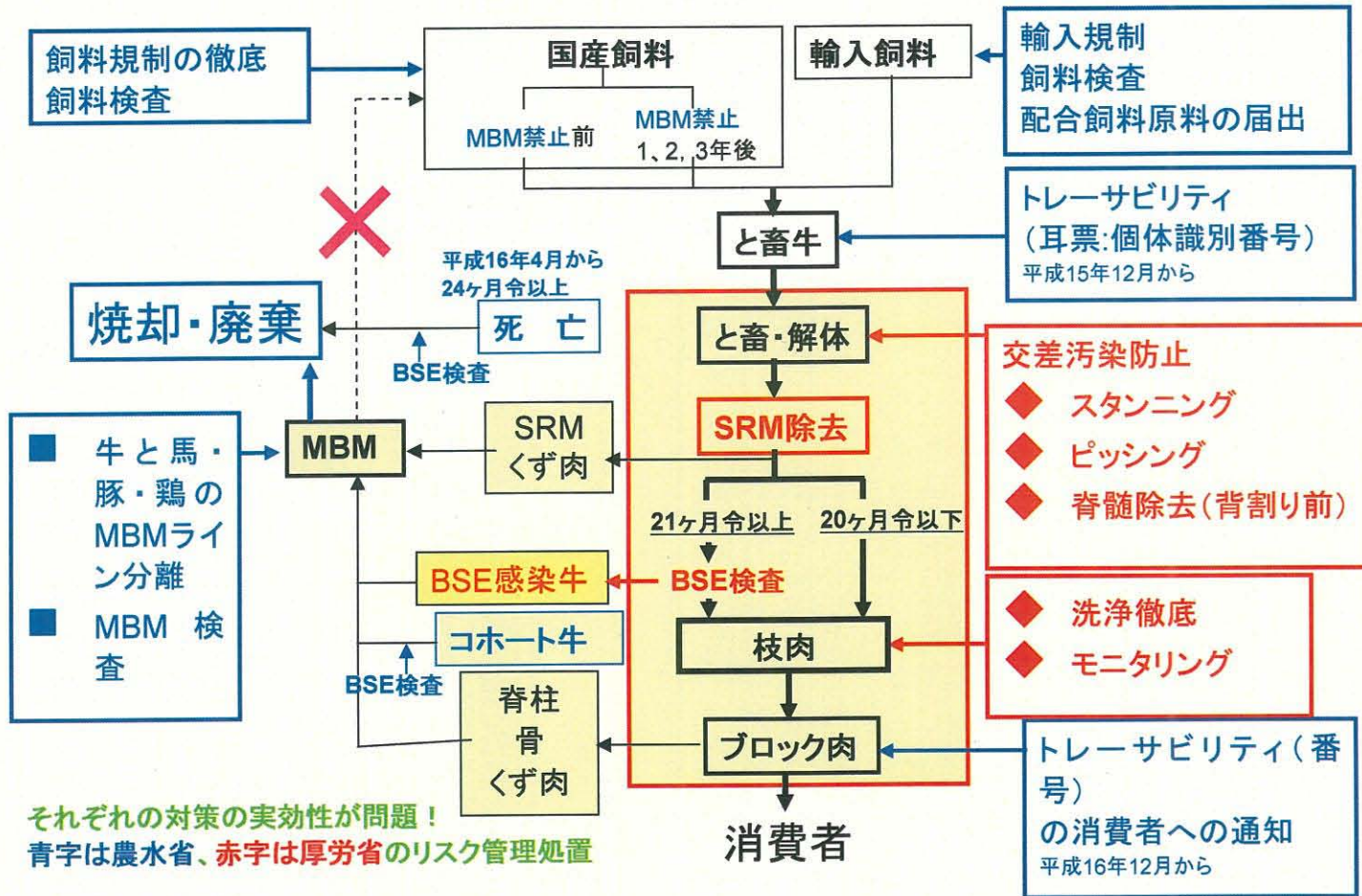


・リスク評価モデルのたたき台を作ってみました。これをひとつの参考に、もっと良いものを考えてみてください。

・「20ヶ月齢以下」の文言の左に「廃棄←MBM←くず肉」の文言を記載し、リサイクルに廻らないことを明示する。

・コホート牛の対策及びトレサビリティもモデルの中に組み込むべき  
(第19回プリオン専門調査会コメント)。

# 牛のサイクルおよびBSEリスク管理処置



## 2. 2 リスク評価方針

定量的評価：絶対数もしくは対策実施前と実施後の相対的変動の推定

暴露リスクモデル（人への感染源となるBSEプリオンのレベル（感染価））

評価の根拠となるデータ（文献などを明示）

前提条件の明示

技術的限界

定性的評価

### 定性的評価のための論点

#### 1. ピッシング

現在70%の屠畜場が実施している（屠畜数で推定80%）。厚生労働省では具体的目標を作るための根拠がまだそろえていないため、ピッシング中止の達成目標は示されていない。海外の専門家からは、この面での対策の遅れが強く指摘されている。

#### 2. SRM 除去

厚生労働省の方針によると、標準的な作業手順及び確認法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前の脊髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後の脊髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的調査を行い、その結果を公表し、これまでは不定期検査であったのを年2回の定期検査とするとなっている。

確実なSRM除去が担保されるのは1-2年後ではないか。

#### 3. 飼料規制の実効性

①検査には技術的限界があるため、コンプライアンスに重点を置いており、業者の届け出をチェックすることになっている。

②肉骨粉は、2002年以後は原則輸入禁止になっている。

配合飼料の輸入内訳は農林水産省では把握できない。通関統計からの推定に依存している。

③輸入業者の届け出義務に、原料の届け出義務を追加する措置はこれから実施することになっている。

④配合飼料の中への動物性蛋白の混入を否定する制度はない。また、国内の配合飼料工場の検査も行っていない。

⑤農林水産省では、飼料検査所での立ち入り検査で肉骨粉が検出された例はこれまでにないので、輸入飼料の監視はある程度できていると考えている。

⑥配合飼料の原料の90%は輸入に依存している。国際的なBSE汚染の実態は不明である。肉骨粉の混入した飼料の輸入を防止しうるか。

⑦飼料の流通実態：規制以前に生産された汚染飼料がなくなる見通しの推定は可能か。（飼料規制効果の定量的評価は可能か。）

#### 4. トレーサビリティ制度

2003年12月に生産段階で義務づけられ、2004年12月から流通段階でも義務づけられた。

実効性についての検証はこれからの課題である。

#### 5. リスク牛の検査

・ある程度行っているのではないのか。

・流通飼料の推定はかなり難しいのではないのか。